

平成 2 8 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 8 日 開会

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 8 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 8 日

平成28年第1回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成28年3月8日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸報告

日 程 第 4 提出議題の報告

日 程 第 5 議案の上程・説明

議案第11号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

議案第12号 南部町行政不服審査会条例の制定について

議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第14号 南部町リバーサイドパーク条例の制定について

議案第15号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 南部町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第21号 町道路線の認定及び変更について

議案第22号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第23号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第24号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第25号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第26号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第27号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第28号 南部町農業委員会委員の任命について

- 議案第 29 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 30 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 31 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 32 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 33 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 34 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 35 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 36 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 37 号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 38 号 平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 39 号 平成 27 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 40 号 平成 27 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 41 号 平成 27 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 42 号 平成 27 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 43 号 平成 27 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 44 号 平成 27 年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 45 号 平成 27 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 46 号 平成 28 年度南部町一般会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 28 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 28 年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 28 年度南部町介護保険特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 28 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 52 号 平成 28 年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 議案第 53 号 平成 28 年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 議案第 54 号 平成 28 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 議案第 55 号 平成 28 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

日 程 第 6 提出議案に対する質疑・討論・採決（先議 15 件）

- 議案第 23 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 24 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 25 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 26 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 27 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 28 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 29 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 30 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 31 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 32 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 33 号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第 34 号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第 35 号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第 36 号 南部町農業委員会委員の任命について

議案第 37 号 教育委員会委員の任命について

日程第 7 提出議案に対する質疑（30 件）

日程第 8 提出議案の委員会付託

日程第 9 一般質問

日程第 10 議員派遣の件について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	簀持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

11番	簀持雅	1番	遠藤光宣
-----	-----	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室長	鈴木正規
総務課長	四條和彦	財政課長	望月政文
企画課長	佐野隆行	税務課長	望月哲也
交通防災課長	望月一弥	子育て支援課長	田村秋人
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	古屋秀樹
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	稲葉芳幸
アルファセンター所長	新井稔	健康管理センター所長	近藤勝
学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	青木司	生涯学習課長(兼)公民館長・文化館長 (兼)アレカディアスポーツセンター所長	梶原猛
子育て支援課課長補佐	佐野勝	出納室室長補佐	望月浩
税務課課長補佐	望月一希		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さま、おはようございます。

平成28年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ3月に入り、野山の木々のつぼみも大きく膨らみ、だいぶ春の気配が色濃く感じられるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、過日の愛知県東栄町への議会運営委員会及び常任委員会の合同研修にご参加いただき、大変ご苦労様でした。

奥三河で活動するNPO法人「てほへ」が担っている、行政と住民とのパイプ役としての広報・宣伝活動や、イベント・ワークショップ・交流会などの企画運営等、地域活性化のため実にさまざまな活動を、Iターン者を中心となって展開されていることに感心しつつも、羨望を感じるほどでありました。

本町においても、多くの町民が関わる中で、地域活性化の起爆剤となるような取り組みがぜひ必要であると痛感いたします。

政局に目を向けますと、平成28年度予算案が衆議院を通過し、3月1日に参議院へ送付されました。受領後30日以内に参議院が議決しない場合、憲法に定められた衆議院の優越により、衆議院の議決が国会議決となるため、年度内の予算成立が確実なものとなりました。

さて、本定例会には、平成28年度予算が町長から提出されております。

また、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の制定や改正、新たな制度で臨むための農業委員会委員の選任人事案件など、重要な議案が提出されております。

議員各位におかれましては、十分かつ慎重にご審議頂けますようお願い申し上げます。

それでは、第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただ今から、平成28年南部町議会第1回定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成28年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において11番 簗持雅議員および1番 遠藤光宣議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から３月２５日までの１８日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第３ 諸報告を行います。

地方自治法第１２１条第１項の規定により、町長・教育委員会の教育長及び監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席並びに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本日までに陳情１件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第１２５条の２第３項の規定により、平成２７年度会計に係る平成２７年１１月分、１２月分、平成２８年１月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第４ 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第５ 議案第１１号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

議案第１２号 南部町行政不服審査会条例の制定について

議案第１３号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第１４号 南部町リバーサイドパーク条例の制定について

議案第１５号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１７号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号 南部町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第２１号 町道路線の認定及び変更について

議案第２２号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

- 議案第 23 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 24 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 25 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 26 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 27 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 28 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 29 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 30 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 31 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 32 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 33 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 34 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 35 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 36 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 37 号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 38 号 平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 39 号 平成 27 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 40 号 平成 27 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 41 号 平成 27 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 42 号 平成 27 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 43 号 平成 27 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 44 号 平成 27 年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 45 号 平成 27 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 46 号 平成 28 年度南部町一般会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 28 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 28 年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 28 年度南部町介護保険特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 28 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 52 号 平成 28 年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 議案第 53 号 平成 28 年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 議案第 54 号 平成 28 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 議案第 55 号 平成 28 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

以上、45 件について、会議規則第 37 条の規定により、一括して議題といたします。

町長から行政報告とあわせて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

第 1 回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに、心から感謝申し上げます。

それでは、12月から3月までの行政報告をいたします。

12月13日、第4回まち・ひと・しごと創生総合戦略会議が役場本庁舎会議室で開催され、今回は、総合戦略の最終案について活発な意見交換を行いました。

12月18日、第3回南部町総合教育会議が役場本庁舎会議室で開催され、教育大綱案について委員の皆さまからご意見をいただき、南部町教育大綱が制定されることになりました。

1月8日、平成28年新年交通安全祈願祭が身延山久遠寺境内で行われ、南部署管内の首長や交通安全協会関係者により、交通事故のない安全な地域社会実現のため安全祈願を行いました。

また、同日、ベルクラシック甲府で町村長・町村議長新年互礼会が開催され、県知事、県幹部職員が出席し賀詞を交換しました。

1月9日、南部町成人式を文化ホールで開催し、今年度は96名の成人者が大人としての第一歩を踏み出しました。ふるさと南部町への思いと、これからの目標や成人者の決意に期待するところです。

1月10日、南部町消防団出初式を、晴天の中アルカディア総合公園運動場で開催しました。町を守る使命を担う消防団員の雄姿に敬意を表するところです。また、いつ来るか分からない災害への機敏な対応と組織に、これからも期待をするところでありました。

1月24日、第13回南部町駅伝マラソン大会が開催され、駅伝70チーム、マラソン25名が参加し健脚を競いました。町内外から多くの方に参加をいただき、南部の地を走っていただきましたが、大会を運営した関係者にお礼を申し上げますとともに、これからも本町体育振興に力を入れ健康づくりにつなげていくことに期待をするところです。

1月28日、都道府県町村会正副会長交流会が東京都の全国町村会館で開催され、山梨県町村会副会長として出席し皆さまと親交を深めてまいりました。

1月30日、新々富士川橋安全祈願祭及び起工式が富士川河川敷で行われ、川勝静岡県知事、小長井富士市長、須藤富士宮市長、望月義夫元環境大臣、吉川静岡県議会議長ほか多くの関係者が出席され、南部町からは私と旗持副議長が出席をいたしました。私の2期目の重点施策の1つであります、新々富士川橋の早期実現に向けての第一歩となりました。

2月2日、南部町、山梨県トラック協会、中央運輸有限会社の三者による、災害時における応急活動の協力に関する協定調印式が役場本庁舎会議室において行われました。この協定は大規模災害等の発生時に、山梨県トラック協会が設置した防災備蓄倉庫を開放し、緊急物資等を避難者や被災者に提供することを目的とし、その使用について協定を締結するものであります。

2月3日、東京都港区長より依頼を受け、港区エコプラザで開催された「みなと森と水サミット2016」に出席いたしました。港区長より今後の展望が話され、この事業は港区区内において建設される建物に対して、協定自治体の木材の使用を義務化した事業であり、今後、オリンピック関連施設の建設やオリンピックに伴う再開発の影響で建設ラッシュが予想されるとのことで、今後は、南部町の木材の使用もあるのではないかと期待しているところでもあります。

さらに、この事業は林野庁も注目しており、今後、国を挙げて国産材使用の義務化が行われるのではないかという声もあり、今後の国産材の需要アップが非常に期待されております。

2月9日、山梨県町村長研修会が全国町村会館で開催され出席し、政治ジャーナリストの末

延吉正氏から「政局展望」と題し、激動する世界と日本の針路についての講義を受けました。また、脳科学者医学博士であります中野信子氏から、「仕事に生かす脳科学」と題し講義を受けました。また、夕方から後藤知事、山梨県選出の9名の国会議員の先生方と懇談し、町の発展に議員各位の支援をお願いいたしました。

翌10日は、「市町村長の災害対策ノウハウ、大規模災害時の市町村の災害対応と広域支援」と題し、元消防庁長官で現在、自治体衛星通信機構理事長である久保信保氏から講義を受けました。

2月13日、南部町少年野球チーム南部栄と南部の両チームが統合し、南部ジュニアベースボールクラブを設立し、結団式が富沢野球場で行われ激励をいたしました。

2月28日、生涯学習フェスティバルが文化ホールで行われ、小中学生の作文、弁論発表や地域の公民館活動の実践発表のあと、同時開催された文化講演会で「バレーボールと私 いつも燃えていたい」と題し、スポーツプロデューサーの三屋裕子氏の講演を聞きました。当日は聴衆者も350人を超え、成功裏に終わったと思います。

3月2日、東京山梨県人連合会の副会長で港区山梨県人会会員でもある内田様の紹介で、アルメニア共和国の大使が南部町を訪問し、本町からアルメニア共和国への桜の苗木の寄贈のお礼と今後の交流について意見交換を行いました。

3月3日、山梨県外に本社・支店などを置く企業の、山梨支社・支店・営業所などの支社長・支店長・所長などの責任者で組織している山紫会の皆さまが大型バスで南部町を訪れ、中部横断道南部インターチェンジ、町の企業誘致用地や町内の公共施設、観光地などを視察しました。後日、私のところにお礼の手紙が届きましたが、皆さん口々に「南部ファンになった」と記されておりました。今後、どのような展開になるのか大変楽しみでもあります。

3月7日、早川庁舎竣工式が早川町役場で執り行われ、出席しました。防災拠点としての機能を備えた早川町民待望の新庁舎の完成です。

以上で大まかな行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例議会への提出議案は条例の制定4件、条例の一部改正案5件、過疎地域自立促進計画の策定案件1件、町道路線の認定及び変更案1件、規約の変更等1件、農業委員会委員の任命14件、教育委員会委員の任命1件、補正予算案8件、平成28年度当初予算案10件の、計45件であります。

それでは議案集の1ページをお開きください。

議案第11号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてであります。行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

議案第12号 南部町行政不服審査会条例の制定についてであります。行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第14号 南部町リバーサイドパーク条例の制定についてであります。富沢野球場北側の財務省所有地の払い下げ開発整備事業の中で一部を公園整備することに伴い、設置管理条例を制定する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第15号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第16号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第17号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第18号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、本町においても同様の措置を講ずることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第19号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山梨県重度心身障害者医療費助成事業の助成方法が、平成28年4月より変更されることに伴い、本町においても同様の措置を講ずることとしたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第20号 南部町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。過疎地域自立促進市町村計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

続いて、議案第21号 町道路線の認定及び変更についてであります。町道の認定及び変更については、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

続いて、議案第22号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し山梨県市町村総合事務組合規約を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決が必要であるためであります。

次に、議案第23号から議案第36号までの南部町農業委員会委員の任命についてであります。改正農業委員会法に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命することになりましたので、ご提案させていただくものであります。なお、任期につきましては、本年4月1日から3年間であります。

まず、議案第23号は南部町中野4878番地1、望月昭秋氏。

続いて、議案第24号は南部町本郷5076番地、小泉隆氏。

続いて、議案第25号は南部町南部5011番地、萩原正明氏。

続いて、議案第26号は南部町南部7501番地、早川良一氏。

続いて、議案第27号は南部町内船3071番地1、木内一行氏。

続いて、議案第28号は南部町十島334番地、加藤武彦氏。

続いて、議案第29号は南部町上佐野286番地、久高栄司氏。

続いて、議案第30号は南部町福士1838番地、望月賢芳氏。

続いて、議案第31号は南部町福士4563番地、望月進氏。

続いて、議案第32号は南部町福士14425番地、若林芳寿氏。

続いて、議案第33号は南部町福士14832番地、佐野一利氏。

続いて、議案第34号は南部町万沢1384番地、佐野長治郎氏。

続いて、議案第35号は南部町万沢5734番地1、一瀬辰治氏。

続いて、議案第36号は南部町万沢15410番地、鍋田順子氏。

以上であります。

次に、議案第37号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員であります四條勉氏の任期が本年4月30日をもって満了となりますので、引き続き四條勉氏を教育委員としてご提案させていただくものであります。なお、任期につきましては、本年5月1日から4年間であります。

続いて、議案第38号から議案第45号までの補正予算8件であります。最初に、議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第6号)であります。歳入歳出それぞれ2億7,120万1千円を増額して、歳入歳出予算の総額を54億5,268万9千円とするものであります。

本予算は、不用額等の減額調整を行った上で平成28年度予算に対応すべく、譲与財源を基金に積み立てる予算となっています。

主な歳入は、町税が7,535万1千円の増、地方交付税が1億4,739万8千円の増、繰越金金が2億7,379万4千円の増、町債は2億850万円の減額であります。

主な歳出は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,557万9千円の増、交流促進施設整備事業3,500万円の増、基金積立金は3億8,485万7千円を増額し積み立てを行います。

介護保険特別会計繰出金1,363万3千円の増、国保特別会計繰出金2,003万2千円の減、浄化槽設置整備事業費補助金1,237万9千円の減、町道改良工事費1,215万1千円の減、橋梁維持費1,056万円の減額であります。

また、今回、繰越明許費の補正として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業827万1千円、交流促進施設整備事業4,978万円、個人番号カード交付事業450万円、子ども・子育て支援電子システム改修事業129万6千円を計上しました。

いずれも年度内の完成ができませんので、翌年度への繰り越しをして事業を進めるためであります。

次に、議案第39号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)から、議案第45号 平成27年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算までの7特別会計につきましても、それぞれ年度末にあたり各事業費を精査し、予算の調整によりまして増減をするものであります。

続いて、議案第46号から議案第55号までの当初予算10件であります。最初に、議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算は歳入歳出それぞれ総額で58億9,800万円を計上しました。

前年度は骨格予算でしたので、本予算となった6月補正後と比べますと、プラス14.3%、額にしまして7億3,945万6千円の増額となります。

主な歳入ですが、町税の8億2,916万1千円、地方交付税25億円、国・県支出金5億863万5千円、基金繰入金3億700万円、繰越金2億円であります。

なお、町債発行額は11億6,210万円で、その内訳は過疎債3億6,250万円、合併特例債5億9,960万円、臨時財政対策費2億円であります。

次に歳出ですが、主な事業としまして、中部横断自動車道の南部インターチェンジに隣接し整備する交流促進施設整備事業費に6億1,265万円、町営富沢野球場隣接地の開発に1億106万4千円、地方創生推進交付金事業に1,730万円、児童生徒に対する教育のための相談と支援を実施する教育支援センター費337万8千円を計上しました。

また、災害に強いまちづくりとして、安心なまちづくり推進費1,350万4千円、中山間地域総合整備事業負担金4,500万円、町道維持改良工事費2億6,300万円、橋梁維持費に1億5,126万2千円、災害対策費に1,781万7千円を計上し、防災備蓄品・防災用備品等の購入を計画しています。

続いて、議案第47号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計予算から、議案第55号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算までの9特別会計につきましても、事務的経費及び行政執行に必要な経費を予算化して編成したものであります。

以上で提案説明を終わらせていただきますが、詳細な内容につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、ご議決いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

次に担当課長の補足説明を求めます。

議案第11号から議案第13号、議案第15号から議案第17号及び議案第22号について、四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第14号及び議案第20号について、佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第18号について、田村子育て支援課長。

○子育て支援課長（田村秋人君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第19号について、遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第21号について、若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時ちょうどから行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（望月將名君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第38号から議案第55号について、望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、議案第23号から議案第36号までの南部町農業委員会委員の任命について及び議案第37号 教育委員会委員の任命についての15件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第36号までの南部町農業委員会委員の任命について及び議案第37号 教育委員会委員の任命についての15件については、本日、先議することに決定いたしました。

議案第23号から議案第36号までの農業委員会委員の任命について及び議案第37号 教育委員会委員の任命についてを、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

この15案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

まず、議案第23号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第23号については原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第24号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第25号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第26号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第27号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第28号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第29号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第30号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第31号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第32号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第33号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第34号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第35号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第36号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第37号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第37号については、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで暫時休憩いたします。

午後1時ちょうどより再開いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（望月将名君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第7 議案第11号から議案第22号及び議案第38号から議案第55号までの30件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

議案集 1 ページをお開きください。

まず、議案第 11 号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

9 番、堀ノ内可和議員。

○ 9 番議員（堀ノ内可和君）

総務課長から近年の住民の権利、国民のそういったニーズに合わせた中で、こういったものが条例化されてきたということですが、説明にもありましたが法務専門職員はどのようなルートで任用するか。

それから、任用の期間そして法務専門職員は何名任用して事にあたるか、この説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

それでは 9 番、堀ノ内議員の質問にお答えしたいと思います。

まず 1 点目の、どのようなルートで法務専門員を任用するかということですが、これにつきましては、山梨県町村会が中心となり 20 市町村で法務担当研究会というものを開催しており、この研究会の中でどのようにしていったらいいかという話し合いをしました。

山梨県町村会では、不服申立てがあった場合「柳町法律事務所」にお願いをしているということでありました。町村会を通じて柳町法律事務所へお願いしたところ、2 名ほど対応できる弁護士がいるということでありました。

今後、具体的な事案が発生した場合、法的、専門的な知識経験を持つ職員がいらないため、審理員を法務専門職員として地方公務員法に規定する特別職に任用し、事案にあたっていただきます。

任用期間につきましては、その事案が終わったら解任という形になります。

任用については、1 名を考えております。

以上でございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

7 番、木内利明議員。

○ 7 番議員（木内利明君）

関連質問であります。異議申し立てという言葉審査請求ということに代えることは異論ございませんが、住民から訴えたものだけを扱うのか。

また、行政対行政の中でも問題が発生したらどうするのか。その点について教えていただきたいと思います。

それで住民の利益が守られるというやり方ですれば、ただ訴えたほうがここの審査請求を扱う人たちによって説明を受けても、納得しない場合には地方の場合住民は行くと思いますが、そういうことが発生するかどうか、その立場で考えてどういう対応を考えているのか、担当課長の説明を求めます。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

7番、木内議員の質問にお答えをしたいと思います。

基本的に、ここにありますように、行政不服審査法ということですので、行政に携わるということでございます。

基本的には、何か問題があった場合には担当課に来ますが、例として、税務の土地の関係で、この税金に納得がいけないということになればそういう形になります。担当課で対応するわけですが、それが納得いけないという場合に、今度は今まで不服申し立てこれが審査という形になります。それがあがってきたところでまずその担当課のところへ行きます。そうすると、審理庁というところが、南部町であれば総務課が担当になるとと思いますが、こういう事案があったという形の中で審理委員さん、弁護士さんをお願いするわけでありまして。

審理委員さんは中立な立場で、もし1人町民とすれば、その方とかその相手がどうだとか全部調べます。その後、総務課に来て、それを町長に見せた中でどうするか、町長がこれについては第三者機関にお願いしようという形の中で、町長が今度は第三者機関にお願いをして、また協議をした中のところで答申で上がってきます。

それについて、今度はその不服申し立て、あるいは審査請求をした方に通知いたします。その間でどのような審理委員さんとの質問事項をやったかどうかということは、今までそういうものがなかったわけですが、今度は手数料徴収条例の中のところに、そういうものについて、どういうことをしたかということを書き、あるいはそういうものでもらいたいという形の中ですることができるということでございます。

最終的に町長から、その諮問について、第三者機関で決定したもので、これでいいだろうということでした。

それで、相手方が納得すれば、それでいい。納得しない場合には訴訟という形になります。

以上でございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集4ページをお開きください。

議案第12号 南部町行政不服審査会条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

課長から先ほど説明は受けましたが、審査会の委員は5人以内の組織とすること、それから、法律、又は行政に対して優れた識見のある者を町長が任命して決めるということですが、もちろん弁護士も入ると思いますが、どのような資格を持った人を選任するのか教えてください。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

それでは10番、佐野哲也議員の質問にお答えしたいと思います。

5ページにあります第3条の委員会は委員5人以内ということでございますが、実際のところ、そのような例がありませんので案件が出たときによりますが、行政に関わっている委員さん、学識経験のある方をお願いをするということを考えております。

また、専門の事項を調査させるため、専門委員として弁護士をお願いしようと考えております。

以上でございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に議案集8ページをお開きください。

議案第13号 行政不服審査法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集12ページをお開きください。

議案第14号 南部町リバーサイドパーク条例の制定について、質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

リバーサイドパーク条例については、できるだけ早めに財務省所有地を払い下げということで、設置管理条例を制定し予算計上もするというところでございます。

町長から、これについては非常に大変であるが力を入れていること、これまでの経緯など聞いておりますが、今現在の進捗状況と今後の見通しについて、また、先に企画課長より具体的に企業名が出ましたが、これについても説明をお願いしたいと思います。

○議長（望月將名君）

町長。

○町長（佐野和広君）

萩原議員の質問にお答えいたします。

実はこの件に関しては、具体的な話は14日の9時からお話をさせていただきますが、払下げについては、当初は大変難しい状況でした。

進捗状況については、先週、商業施設誘致予定地以外のところに関しては、財務事務所から認可の連絡がありました。

商業施設誘致予定地は、6月に行われる予定の一般競争入札で落札となれば払下げになります。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第 1 4 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 1 5 ページをお開きください。

議案第 1 5 号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第 1 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 1 9 ページをお開きください。

議案第 1 6 号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第 1 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 2 1 ページをお開きください。

議案第 1 7 号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第 1 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 2 4 ページをお開きください。

議案第 1 8 号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第 1 8 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 2 6 ページをお開きください。

議案第 1 9 号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9 番、堀ノ内可和議員。

○ 9 番議員 (堀ノ内可和君)

この議案は、重度心身障害者の窓口無料化の関係だと思いますが、窓口無料化を窓口有料化としたのは平成 2 6 年 1 1 月と記憶していますが、国で窓口無料化を継続しているとペナルティーがあるということでこの条例を改正したと思います。

町長からは、県では市町村に相談せず先行して無料化を推し進めたといういきさつがあり、市町村もやらざるを得なくなったと聞きました。

無料化は大変いいことだと思いますが、国でペナルティーがあるということでありましたが、これについてはなしという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

9番、堀ノ内議員の質問にお答えしたいと思います。

現在は窓口無料化ではございませんので、ペナルティーはありません。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集28ページをお開きください。

議案第20号 南部町過疎地域自立促進計画の策定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集29ページをお開きください。

議案第21号 町道路線の認定及び変更について、質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

中部横断自動車道が通ることにより、町道が寸断されることによる変更の部分については、取り付けの部分で非常に不便を感じる部分があると思いますので、要望になりますが、国交省、あるいは中日本とよく打ち合わせをしていただき、不便のないようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（望月將名君）

要望ですか。

それでは、若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

8番、萩原議員の要望ですが、以前、委員会の中でも同じような内容を伺っております。

この件につきましては、現在進めております中部横断自動車道の建設にあたっている国土交通省及び中日本高速道路株式会社に、不便のないよう随時要望している状態です。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集34ページをお開きください。

議案第22号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第２２号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第３８号 平成２７年度南部町一般会計補正予算（第６号）について、質疑を行います。

質疑はすべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、１１ページから１９ページについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、堀ノ内可和議員。

○９番議員（堀ノ内可和君）

歳入の１２ページ。

１０款の地方交付税であります。補正後の額が２７億２，０３９万９千円となっております。この内訳を、普通交付税がどのくらいか、特別交付税がどのくらいか、そのへんをお聞きしたい。

それから、特別交付税については、確定額が遅いということでまだ確定にはならないと思いますが、参考までに昨年度の特別交付税の最終の額を教えてくださいと思います。

○議長（望月將名君）

望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

普通交付税の決定額でございますが、２６億９，２３５万円でございます。

特別交付税につきましては、２，８０４万９千円でございます。

昨年度の決定額は３億４，７０３万円でありました。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に歳出、２１ページ、議会費から２６ページ、総務費まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、２７ページ、民生費から３３ページ中段、衛生費まで、質疑はありませんか。

７番、木内利明議員。

○７番議員（木内利明君）

３２ページ、予防費の中の１３節委託料ですが、健康診査委託料６５０万円の減額理由と２７年度の特定健診の受診状況、また保健指導の状況についてお聞かせください。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

７番、木内議員の質問にお答えしたいと思います。

最初に６５０万円の減額ですが、先ほど財政課長もお話ししましたが、子宮がん検診が今まで車検診がありましたが、検診車が古く県に１台しかなかったことにより受診件数が減ったこと、例年、総合健診受診者は大幅な増減はありませんが、人間ドックにつきましては受診にば

らつきがあり、健診費用については多めに計上しているという要因もあります。

特定健診でございますが、本町の基本健診の受診者は2,524人ということで、そのうち国保の特定健診につきましては1,158人で、受診率は67.3%で県下トップであります。

また、がん検診につきましては、肺がん検診、乳がん検診等の受診率は上がっていますが、胃がんや子宮がん検診は下がっている状況です。

保健指導につきましては、従来、郵送にて健診結果を返却していましたが、26年度からは保健師が何らかの異常がある人すべてに個々に面接をして指導をしております。

27年度の保健指導対象者は605人で、428人に面接指導を行いました。今後も引き続き指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、33ページ下段、農林水産業費から38ページ中段、消防費まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、38ページ下段から最終42ページの教育費について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第39号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、5ページと7ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）について、13ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、事業勘定25ページから31ページ、直営南部診療施設勘定35ページと37ページ、直営万沢診療施設勘定41ページと43ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、

49ページから52ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、57ページと59ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 平成27年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、65ページと67ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 平成27年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、73ページと75ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の平成28年度一般会計予算書をご用意ください。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに歳入、第1款町税から第12款分担金及び負担金について、13ページから17ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第13款使用料及び手数料から第15款県支出金について、17ページ中段から24ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第16款財産収入から最後の第21款町債について、25ページから30ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費について、31ページから53ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について、53ページ中段から70ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、70ページ下段から80ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費について、81ページから89ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第6款商工費について、89ページ下段から92ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、93ページから98ページ中段まで、質疑はありませんか。

9番、堀ノ内可和議員。

○9番議員（堀ノ内可和君）

95ページですが、土木費の1目道路維持費の15節工事請負費、町道維持工事費の説明と、2目道路新設改良費の15節工事請負費、町道改良工事費4路線の路線名、事業量の説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

9番、堀ノ内議員の質問にお答えさせていただきます。

道路維持費の15節工事請負費ですが、町道維持工事費として4千万円を計上させていただいております。

これについては、町道の通常の一般的な維持工事と、町内25区からの要望箇所等に対応するための費用でございます。昨年は、要望箇所が200件ほどあり、積極的に実施した状況でございます。

道路新設改良費の15節工事請負費ですが、1路線目が、越渡御屋敷線105メートルの改良工事、2路線目が、荒谷富津線外1路線の改良工事です。これは中野の企業誘致箇所の路線でございます。延長は300メートルでございます。外1路線については、寺前清水原線です。

3路線目は、富沢球場富士川線でございますが、先ほど議案第14号にありましたリバーサイドパークに入っていく路線でございます。延長は190メートルでございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

6番、鍋田議員。

○6番議員（鍋田幹雄君）

道路維持費の15節工事請負費ですが、工事箇所一覧表にすることはできますか。

○議長（望月將名君）

若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

町内２５区からの要望箇所等に対応するための費用でございますので、具体的な箇所というものはありません。

先ほども申し上げましたように、２５区からの要望等が出たところで場所を決定していきます。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第８款消防費について、９８ページ下段から１０１ページまで、質疑はありますか。

８番、萩原敬議員。

○８番議員（萩原敬君）

災害対策費の１１節需用費の消耗品費５０５万８千円、それから１８節備品購入費の防災用備品購入費３１６万円についての内容説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

望月交通防災課長。

○交通防災課長（望月一弥君）

ただいまの萩原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず１点目でございますが、災害対策費の１１節需用費中、消耗品費５０５万８千円の内容でございますが、一つ目は防災非常食の備蓄品でございます。これにつきましては保存食が主になりますが、年々入れ替え等がありますので精査をしながら、毎年、非常食の備蓄をしてまいりたいと考えております。

二つ目は、災害時用の簡易トイレ処理袋と防災訓練用のビブス、また、避難所用の消毒剤等々でございます。主に避難所生活を送っていく上で、避難者が７日あるいは１０日間の避難所生活ができるよう、最優先されるものを消耗品として備えていきたいという内容でございます。

また、１８節備品購入費の防災用備品購入費３１６万円でございますが、避難所となる体育館に敷く布団マット、災害時の簡易トイレ用テント、災害時の避難所用に水を貯蓄しておくためのプールとローリータンク等でございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はございませんか。

５番、内田大明議員。

○５番議員（内田大明君）

１０１ページ、災害対策費の１３節委託料中、職員災害対策本部設置運営訓練委託料３１０万円について内容を教えていただきたい。

○議長（望月將名君）

望月交通防災課長。

○交通防災課長（望月一弥君）

ただいまの内田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

災害時には、災害対策本部を設置することとなりますが、災害時の職員に対する訓練用の費用となります。２７年度初めてでございましたが、震度６強の地震が起きたということを想定し、最初は災害警戒本部が対策本部に移り変わっていくということを対応する中で、職員の災害対策本部図上訓練を全職員招集し実施しました。

２７年度のものについては、検証や改善をしなければならない部分、年々そういった訓練を重ねて災害対策本部として充実した形で、迅速に町民へ災害対応ができるということの構築をしていかなければなりません、２８年度につきましても、さらに内容を拡大しながら災害対策本部、実働的な訓練に向けて対応していくための委託料でございます。

訓練内容は、情報の収集あるいは整備、そして関係部署との共有あるいは情報の分析、それらに基づく災害応急対策案の検討調整、また災害対策本部会議の開催、運営をどのようにすることが適切なのかについて業者を入れながら検証しましたが、引き続き２８年度につきましても規模内容を変えながら、充実した訓練に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月将名君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第９款教育費について、１０２ページから１３９ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第１０款災害復旧費から第１３款予備費について、１３９ページ下段から１４１ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第４６号についての質疑を終結いたします。

次に、平成２８年度特別会計予算書をご用意ください。

議案第４７号 平成２８年度南部町簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。はじめに歳入について、７ページと８ページを行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

９ページから１２ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第４７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４８号 平成２８年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について、質疑を行います。

２７ページから３１ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

7 番、木内利明議員。

○7 番議員（木内利明君）

30 ページ、居宅介護支援事業費中、13 節委託料の居宅介護支援事業委託料について、昨年の予算に比べれば、400 万円増やしているわけではありますが、その委託する内容の事業説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

7 番、木内議員の質問にお答えしたいと思います。

これは南部居宅に委託しているものですが、ケアマネージャー3 人分の主に人件費になっております。昨年は1 人育休ということでしたが、4 月より1 人復帰して3 人となりますので、委託料が増えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第48 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49 号 平成28 年度南部町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに事業勘定、歳入について、47 ページから53 ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に歳出に移ります。

歳出の55 ページから65 ページまで、質疑はありませんか。

8 番、萩原敬議員。

○8 番議員（萩原敬君）

57 ページ、退職被保険者等療養給付費中、19 節負担金、補助及び交付金の退職被保険者等療養給付費、それから退職被保険者等療養費中、19 節負担金、補助及び交付金の退職者被保険者等療養給付費が、歳入もそうですがマイナスになっていますが、この傾向についてお示し願いたいです。

○議長（望月將名君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

8 番、萩原議員のご質問にお答えしたいと思います。

退職者医療制度につきましては制度自体がすでに終了しておりまして、27 年度から新たに60 歳になられる方は、一般の国保へ入られるということになっております。現在、退職者医療制度に入っている方が65 歳になるまでの制度ですので、退職者は年々減っていく、それに伴いまして医療費も減っていくということでございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、77ページから83ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、95ページから100ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 平成28年度南部町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。
はじめに歳入について、117ページから121ページ、質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

123ページから134ページまで、質疑はありませんか。

7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

124ページ、居宅介護サービス給付費中、19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費として3億6千万円計上しているわけではありますが、事業内容について説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

7番、木内議員の質問にお答えします。

居宅介護サービス給付費でございますが、主に訪問サービス、通所サービス、ショートステイ、デイサービスのサービス料になります。月に70件から、通所サービスにつきましては171件ほどあり、月当たり3千万円×12カ月ということでございます。

報酬単価は昨年より下がっております。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、147ページから150ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５２号 平成２８年度南部町睦合財産区特別会計予算について、１６３ページと１６５ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５２号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５３号 平成２８年度南部町富沢財産区特別会計予算について、１７３ページから１７６ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５４号 平成２８年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、１８３ページと１８５ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５５号 平成２８年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、１９３ページと１９５ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５５号についての質疑を終結いたします。

○議長（望月將名君）

日程第８ 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後２時２０分から再開いたします。

休憩 午後 ２時０５分

再開 午後 ２時２０分

○議長（望月將名君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第９ 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の１つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問

一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は前方の右壁に表示されていますので、十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に11番、旗持雅議員の質問を許します。

11番、旗持雅議員。

○11番議員（旗持雅君）

私は、ゴミ処理経費の現状と将来の方向についてということで、町長に質問いたします。

南部町の家庭ゴミは、焼却処理から平成11年にRDFに切り替わり、現在の環境センターで分別をせずにゴミ固化燃料施設でRDFとしてきましたが、施設が老朽化したこととRDFの処理の点から、抜本的な対策が喫緊の課題となっていました。

そこで、佐野町長は1期目の就任直後からこの問題の解決に向けて取り組まれ、平成24年7月に峡南衛生組合との間で焼却処理委託契約が結ばれました。

これは、町長の幅広い人脈による各方面への働きかけの成果であると考えているところであります。

委託以前のRDF処理には、ペットボトル・プラスチック製容器・紙類・生ゴミなどを混ぜる必要があったため、町民にはゴミを分別する習慣はありませんでした。

しかし、委託での焼却処理のためにはゴミの分別が必要条件となるため、当初は混乱しかと心配されましたが、町民の皆さまのご理解とご協力、あるいはFM告知放送などによるPR、また現場職員の適切な対応により比較的スムーズに移行ができたと思っています。

また、資源の再利用や環境への負荷軽減の取り組みとして、新聞紙・段ボール・古着などの回収ボックスを設置することや、女性方を中心とした各家庭の生ゴミ処理に対する「キエーロ」の普及や水切りの徹底の呼び掛けが、可燃ゴミの減量に大きく寄与することとなりました。

そして、ゴミの分別を徹底することにより、金銭的には少額であります但し資源ゴミとして売却することで収入もあり、ゴミの量を増やさずに経費の節減にもつながっています。

今後も町民全員が環境に対する意識を高めることで、さらなる経費の削減と環境保全に貢献することが大変重要であると考えます。

そこで1点目として、ゴミ処理を委託することにより、これまでのRDF処理と比較して財政的效果がどのように推移しているのか。また、今後のゴミ処理経費の見通しについて推計はされているか。

2点目として、現在の委託処理はいわゆる間借り状態と言えるが、峡南衛生組合に恒久的に委託することは困難であることが予想されます。町長は政策として、今後の峡南衛生組合への対応を含め、将来的にさらに効率化を図るためにどのような考えを持っているか。

以上の2点について、質問いたします。

○議長（望月将名君）

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

旗持議員の質問にお答えいたします。

旗持議員がおっしゃったとおり、町内から発生する不燃物以外のゴミは、平成24年7月まで環境センターのRDF施設において、ゴミ固形燃料として処理していましたが、受け入れ先を探すのも難しく、施設のメンテナンス費や修理費、RDF処理費等にも多額の費用が生じることなどから、峡南衛生組合へ可燃ゴミの焼却処分をお願いし、平成24年8月より受け入れをしていただいております。

受け入れにあたっては、町民の皆さまにゴミの分別をお願いしました。当初はかなり混乱があったと思いますが、現在では皆さんの協力によりかなりの分別ができております。

また、女団連などの女性団体の呼び掛けによる「キエーロ」や生ゴミコンポストの普及により、可燃ゴミの量も多少ではありますが減量傾向にあります。

今後もさらなるゴミの減量に向けて、広報やFM告知端末などを使い、分別の徹底や水切りの徹底をお願いしていきたいと考えております。

それでは、1点目のゴミ処理を委託したことにより、RDF処理していたときと比較して財政的効果がどのように推移しているのか。また、今後のゴミ処理経費の見通しについて推計はされているのかというご質問であります。分別とゴミの焼却処理委託を始めてまだ3年半です。ですので長期的な数字はありませんが、処理委託をする前後3年間の平均で財政的効果を比較してみますと、RDF処理をしているときに比べ、この場では詳しい数字は申し上げられませんが間違いなくかなりの経費が抑えられています。

今後、委員会審査がありましたら、そのときにまた担当より詳しく説明をさせていただきます。

また、今後のゴミ処理経費の見通しについては、数字的な推計はしておりませんが、現在、町内には中部横断自動車道の建設工事に伴う建設工事関係者の事務所や飯場などが多数あり、工事終了後にはそこから出る一般ゴミが減りますので、今よりゴミの量は少なくなるものと考えております。

次に、2点目の今後の峡南衛生組合への対応を含め、将来的にさらに効率化を図るためどのような考えを持っているかというご質問であります。本町も予想をはるかに超えるスピードで人口減少が進んでおりますが、峡南地域も同様であります。

そこで、今後はゴミの量も当然少なくなつてまいりますので、共同での効率的な運営が必要となつてまいります。すでに統合に向けてのシミュレーションを事務方で進めておりますので、そのデータをもとに今年度から本格的な話し合いに入っていく予定です。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

11番、旗持雅議員。

○11番議員（旗持雅君）

ただいまの町長の答弁によりますと、峡南衛生組合に委託処理開始してから現在に至るまでについては、確実に財政的な効果が出ているとのことでありました。現状が委託処理をしており、対外的にも非常に微妙な時期であるので、この場での明確な数字の公表は控えたいとのことであろうと理解いたしております。私も別の場所で非公式には数字的なものも聞いており、総じて順調に推移しているものと考えております。

1の質問でも申し上げましたが、現状、順調に推移している根本となっているものは、町民の皆さまの協力であると思います。特に町内の多くの高齢者家庭では、分別等に対し大変なご苦労をしています。

また、女性方の生ゴミの減量と水切りの対応も含めて、多くの皆様のご協力の上に成り立っているということは間違いないと思います。機会を見て現状の正確な広報をすることやさらなる意識の啓蒙により、ゴミの減量に結び付けていく方策が大切ではないかと考えております。

また、ここで、ゴミ処理の減量にあたっている職員の対応について触れさせていただきます。

移行後、さまざまな問題が発生してきたわけですが、その都度適切な対応により、分別収集を定着させてきました。この一連の対応は、近年、行政でも言われていますP D C Aのサイクルを小刻みに回転させて、これがうまく機能してきた1つの例であると私は評価しているところであります。

所長の話では、ゴミの減量も分別もまだまだ完全ではないので、さらに努力をしていきたいと言っていました。

今後も、この品質管理の手法でもあるP D C Aの取り組みをさらに充実させ、ゴミの減量と分別をさらに進めていただきたいと思いますと思っております。

2つ目の質問の方向性と今後の効率化についてですが、今の南部町の立場は微妙な立場であるので、さまざまな方面から分析をして構想を練り検討している段階であると思います。具体的な方向が決まった早い段階で議会にも相談をしてもらい、町民にも広く理解を得た上で、町全体で協力をしてより良い方向に進めていかなくてはならないと考えています。

以上、私なりの感想と希望を述べさせていただきました。

これについての答弁は結構です。

以上で私の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

旗持雅議員の質問が終わりました。

これで旗持雅議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、鍋田幹雄議員の質問を許します。

鍋田幹雄議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

6番、鍋田幹雄議員。

○6番議員（鍋田幹雄君）

私から2つ質問がありますが、まず最初に、富士南麓道路建設は南部町にとりましては、本当に再生させる施策であるということでこれを持論としておりますので、これを述べまして町長にその考え方を伺いたいと思います。

南部町の経済圏は、今、大きく変貌しようとしており、黎明期にあると思います。しかし、その計画実行の進捗は、県境にあることから山梨県・静岡県側からも疎まれているのが現状であります。

私たちの住む峡南地区の過疎・少子化対策で頑張っていますが、見てみますと、単なる対症療法で発展が望めるものでなく、消滅の道を遅めているだけで、積極性があり住民全員が参加・協力し合う姿が見受けられません。

町長 2 期目になって、中部横断道中野地内の交流施設計画、工場誘致の用地整備、悲願であった国道 5 2 号線の雨量規制の解除、新々富士川橋の着工と、南部町にも光が差ししてきましたが、富士市の主要産業の製紙パルプ業界の縮小、富士南麓道路沿線に近い大淵というところがありますが、そちらに工場移転が進められようとしております。

本題とします、富士南麓道路、国道 4 6 9 号線の建設促進の問題ですが、今一番注目されている人口 1 3 万 4 千人の中小都市、富士宮市が平成 2 2 年度の工業統計調査によれば、製造品出荷額は山梨 1 県の総額を上回る 6, 8 6 5 億円と、桁を間違っていると思われるような統計数字があります。

平成 1 6 年 B 級グルメ「焼きそば」で始まり、フードバレー構想の都市づくりは、半世紀前から始まっていた富士宮市の鉄工団地から、その隣にあります外神そして山宮、西富士宮の工業用地、今や北山工業団地へと拡大。南麓道路沿線沿いへの工場進出が進み、私は、毎日のように富士宮のほうに通っておる関係で見ておりますが、その変貌ぶりを見ておりますと、通勤者、全国から集まってくる貨物トラックが南麓道路、富士宮バイパスを利用しており、その姿は圧巻でもあり迫力に満ちております。

それも、南北を走る大月線という国道 1 3 9 号線がありますが、それから南麓道路が計画されている大石寺、柚野、桜峠を越えて南部町へ来ますが、そちらは全くと言っていいほどのどかな山村風景であります。

富士宮市の産業の特徴は第 2 次産業が 4 3. 5 % で、企業城下町ではありません。多種多様なものづくりの都市で、愛知県豊田市のような 9 0 % 以上が車産業ではなくて、富士宮市は第 1 位が化学工業、第 2 位が車産業等を含めた輸送用機械、第 3 位がパルプ紙産業となっており、従業員規模も 2 0 人から 2 9 9 人が 4 4. 2 % の中堅・中小企業の割合で独自の販売取引をもって、オンリーワンの企業が多いということが特徴としていわれております。

そこで働く人の中には、南部町からも山を越え、川を渡り、そして峠を越えて通勤している人たちも多く見受けられます。

この県境で疎まれている柚野、稲子、南部を通る国道 4 6 9 号線、富士南麓道路を早期に開通させることが、過疎・少子化に悩む峡南・南部地区の早川・身延・南部町の若い人たちの通勤エリアに入る生活道路となり、富士山噴火や東南海沖地震の緊急道路、国道 5 2 号線以上に歴史・文化・自然環境遺産に恵まれた環境でもあり、集客も期待でき、災害も少なく、気候温暖な路線でもあります。

国・県の行政力、有力な政治力を通し、中部横断道が完成する前には、未着工部分の解決と工事着手に進んでいただきたい。そうでなければ、南部町、峡南地区の明日はないと、私は信じております。

生産手段の乏しい南部町が、徐々にしか回復はしていかないと思います。町長に、この事業を早める手立てとか方策等について、何かありましたら伺いたいと思います。

第 1 問目につきましては、以上で終わります。

○議長（望月将名君）

鍋田幹雄議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは鍋田議員の質問にお答えさせていただきます。

富士南麓道路、国道469号ですが、議員の皆さまもご存じのとおり、この道路は静岡県御殿場市から南部町万沢の国道52号線前の延長約50キロメートルの道路整備構想で、昭和59年に静岡・山梨両県の沿線関係4市2町の建設促進期成同盟会が設立されており、静岡・山梨両県知事や関係機関への要望活動は毎年行っております。

また、議員質問の富士宮市北山の（通称）大月線、国道139号から山梨県南部町までの約15キロメートル間は、平成10年に富士宮富沢連絡道路として広域道路整備基本計画の交流促進型に位置付けられておりますが、正式なルート整備時期については未定となっております。

中部横断自動車道の完成予定時期が示されていることから、当路線がアクセス道路の役割を持つとともに、南部町と富士宮市の地域の活性化や交流の基盤づくり、また災害時の緊急輸送路としてより重要度が高まる路線と考えております。

こうしたことから、昨年の469号建設促進期成同盟会の要望活動や総会においては、国会議員はじめ国土交通省及び静岡・山梨両県の関係機関に対し、中部横断自動車道の開通を見据え早期にルート決定がなされるよう、期成同盟会の会長である須藤富士宮市長と副会長である南部町とで強く要望いたしました。

なお、議員質問の中にもありましたが、南部町へのアクセス状況につきましては、長年、要望活動を続けてまいりました。新々富士川橋につきましては今年1月に着工となり、数年後には平成30年代半ばには完成する予定でおります。

また、国道52号線の雨量規制解除の件につきましては、昨年8月に地権者との契約も整い、本年4月からの境川地区の防災工事着手との情報も入っております。このように、南部町へのアクセス環境は着実に良い方向に向かっている状況です。この次の私の目指すアクセス環境改善は、議員質問にもありましたように、富士南麓道路に大いに集中しております。

もともと、前にもちよっとお話をしましたが、これは町民全員の悲願であります。もともとこの道路は高規格道路といいまして、4車線1千億という莫大な数なんです。今の現状を考えますとなかなかここまでいきませんから、須藤市長と話をしているのは、2車線でもいいから、まずはじめに桜峠を通るような道路ではなくて、この南部町と富士宮市が直に結ぶような道路、それを何とかしようということで一生懸命やっていますから、私のこれからの大きな動きとすれば、ここ1点に絞っていいと思っています。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

1号議案について、再質問はありませんか。

6番、鍋田幹雄議員。

○6番議員（鍋田幹雄君）

再質問というより、もうちょっと付け加えておきたいことがあります。

と申しますのは、山梨県地図を見ていただくと、富士山を中心に富士五湖近辺にそういう道路が集中してはいないかなと思います。

その間は、ちょうど北部富士五湖を中心としたそこには国中と郡内を結ぶトンネルがいくつもあります。

ちなみに、国道300号線の本栖湖へ出てくる中野蔵トンネルですか、それから三珠・精進湖へと通じる精進湖トンネル、それから西湖・河口湖への東へ通じる若彦路トンネル、去年開通しました新御坂トンネル、そして、国道139号線沿いに中央自動車道、それから御殿場へも東富士五湖道路と。道路網というのは、あっちのほうではほとんど完璧に近いように見えます。

想定される富士山噴火は宝永山から鳴沢村の長尾山ですか、あそこに通じる側火山が爆発するといわれていて、その噴火面積は地図の上にも出てくるわけです。

観光立県を目指す山梨でありますので、富士五湖近辺は素晴らしいいろいろなトンネルで、もうわずか3キロから5キロぐらいの間にトンネルが開いているんですよ。

それに引き換えまして、本栖湖から富沢の間は大体、小一時間かかりますが、その間にはほとんど道路という道路は大月線だけで、南麓道路のようなそういう道路がないわけでございますので、ぜひそのへんにつきましては、国や県議会を通じましてどんどん訴えていただかなければ、南部町の将来といえますかそういったものも見えてきませんし、北山までですと早川町や身延町から30分あれば優にいけると思います。

私たちも、議員になって初めて島根県の東出雲町を見てきましたが、そこでも若い人を定着させるために、集合住宅などもやっていました。また、東出雲町より奥に奥出雲町がありますが、それらについても、やはりそういった高速、規格のような道路がどんどん出雲とかあっちのほうへ出てきております。東北の盛岡の大滝村ですか、ああいったところなんか若い人がどんどん入っておりまして、繁栄している地域もありますので、ぜひ働く場所を若い人に提供するということが一番だろうということで、ぜひそれについても新々富士川橋が着工しましたので、そちらに一つ切り替えていただいて、国や県議会へもぜひ働き掛けをしていただきたいということで、次の質問がありますので再質問ということではなくて、意見だけにさせていただきたいと思います。

○議長（望月将名君）

鍋田幹雄議員の1問目のことについて、要望として出ましたが、町長から一言。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

実は今年になりまして、山梨県と静岡県知事が日本平のホテルで会談いたしました。その中に、やはりこの富士山の噴火のことを大きくうたっておりまして、そのための道路が必要だという話もあったんです。ですから、実はそれにぴったりの南麓道路なんです。

昨年の総会に、私も前々から言っていましたが、山梨県選出の国会議員が見えました。そして、そのときに国会議員の話に、静岡県の先生方も来ましたが、そこで実はこれを国会での期成同盟会をつくったらどうだという話もありましたから、それはぜひ進めてほしいと。

先ほど私は言いましたが、これは本当に悲願の道路なんです。そう簡単にできるものではありませんが、まず私がやっている間に、このルート設定だけは何としてでもやっていきたいという固い決意であります。これだけ申し添えておきます。

○議長（望月将名君）

町長の追加説明が終わりました。

これで1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

6 番、鍋田幹雄議員。

○6 番議員（鍋田幹雄君）

2 つ目の質問でございますが、これについては、先ほど町長から予算の中で説明がありましたが、私自身は東京オリンピックを迎えるにあたり、森林資源の木材需給についてということで質問をさせていただきますが、バイオマス関係につきましてはこれもやらなければならないんだけど、木内議員が再質問しておりますので、これはオリンピック 1 つに絞ってまいりたいと思います。

東京オリンピック開催のメイン会場が、環境に優しい木材で建設されることに伴い、南部町は東京都の港区とは木材活用の提携がされているようでありますが、港区とオリンピックに関して、この木材需給についてアポイントとかオファーがあったのかどうか。

先ほど、1 月 4 日に港区とあったように聞こえましたが、政府でも 1 月 4 日付のこれは新聞紙上に出てきたものですが、メイン会場ばかりではなくてほかの部分にも木材を大量に使っていきたいということでありました。

当初の競技場建設経費の圧縮とか工期の短縮等に設計・デザインが変更しましたが、全国の森林を抱える市町村が活発な動きをしているようであります。私どもの近くの天竜林業の取り組みについても、テレビで紹介されたことがありました。

南部町の森林には、100 年以上のヒノキの大径木が、公有林をはじめ各地に存在しております。スギの大径木についても、それを圧縮することによって弾力性を高めたりというような技術も開発されておるようでございます。

現在は製造中止をストップしている富士宮のある企業があります。いろいろな活用も考えられ、木材に化学が加えられることによっていろいろなことがいわれていますが、特に環境に優しいオリンピックを目指して進められている中で、南部町がどんな関係を持って、例えば、港区あたりとはそんな話ができたのかどうか、そんなことをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（望月将名君）

鍋田幹雄議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、鍋田議員の 2 つ目の質問にお答えいたします。

今回の議員の質問ですが、実は私、冒頭の中で港区の話もいたしましたから、多少、重複する場面があるかもしれませんがお答えいたします。

平成 24 年 10 月より、本町が東京都港区と協定を結んでいる「みなとモデル事業」についてですが、先日、協定自治体が一堂に会する「みなとサミット」が開催され、港区長より今後の展望が話されました。

この事業は、港区内において建設される建物に対して、協定自治体の木材の使用を義務化した事業ですが、現在のところ、南部町の木材の使用はありませんでした。

しかし、今後、オリンピック関連施設の建設やオリンピックに伴う再開発の影響で、大型施設の建設ラッシュが予想されるとのことで、南部町の木材の使用もあるのではないかと期待しているところでもあります。ですから、担当課を通じまして、港区に対しさらに売り込みをし

ていきたいと考えております。

この事業は、先ほども話しましたが林野庁も注目しており、今後、国を挙げて国産材使用の義務化が行われるのではないかとという声もあり、今後の国産材の需要アップが非常に期待されているところでもあります。

次に、新国立競技場の建設についてですが、議員ご指摘のとおり、建設プランの変更に伴って国産材を豊富に使った建物になることが決定しております。

これについては、山梨県においても、山梨県産F S C材の使用を広めようと国へ売り込みをしているところですので、期待をしたいと思っております。

このF S C材とは、環境保全に配慮した国際基準に基づいた合法木材の認証制度で、山梨県では県有林を中心に認証を受けており、南部町森林組合からも昨年度205立方メートルの材が流通しております。

また、F S C材以外の森林法に基づいた通常の合法木材も、南部町森林組合から1万5,333立方メートル流通しておりますので、これらの材についても、今後、県を通じ売り込みをしていきたいと考えております。

これまで、南部町では、国・県の補助金を活用し少しでも森林の荒廃を防ぐよう整備を実施してきたところですが、先日、国において、森林吸収源対策に関わる新たな地方財政措置が平成28年度より実施されることに決定いたしました。

この財政措置は、森林整備に関わる事業費に充てられ、約500億円が計上される予定です。これにより、今後は、市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、林地台帳の整備や施業の集約化、林業担い手対策、間伐等により生産された木材の活用等が事業化される予定であり、森林整備が現在よりさらに進むことが期待されます。

また、中部横断自動車道の全面開通も間近に迫っておりますので、南部町は流通面においても非常に有利になってくると思います。

このような追い風を利用しながら、南部町のスギ・ヒノキのブランド力をさらに向上させ、町森林組合、町内林業従事者と一体となって次のステージを目指していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、鍋田幹雄議員。

○6番議員（鍋田幹雄君）

再質問はございませんが、いずれにしても今はチャンスだと思います。特に、南部町の基幹産業でありました森林資源でございます。そういったものをより生かすのは、この今の時期を逃したらもう二度と私たちの時代にはめぐってくることはないと思います。

よろしく、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（望月将名君）

それではこれで鍋田幹雄議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、仲亀佳定議員の質問を許します。

2番、仲亀佳定議員。

○2番議員（仲亀佳定君）

私は、町長に荒廃農地の再利用につきまして、お伺いいたします。

南部町の農用地全体の面積は、平成28年2月現在で519ヘクタールが登録されています。そのうちの358ヘクタールがすでに荒廃しており、70%の農地が荒れている状況です。

このまま放置しておくと、ますます近い将来には90%まで拡大し、鳥獣被害や景観も悪く、また、冬場は特に火災等が気になりますので、ここらで対応策を取る必要があるのではないのでしょうか。田んぼは一度荒らしますと元に戻すまでには相当の時間と浪費がかかるため、田んぼも畑と同様に再利用に向けて行政側で農地の所有者に埋め土の希望を募集し、荒廃農地をなくすためにも、田畑に公共事業や民間事業から出る残土を町内業者に埋め土してもらうことが一番早い方法ではないのでしょうか。

再利用に向けて農地を整地することにより、町内もしくは町外から農業に興味を持っている若者たちも必ずいるはずです。

また、一部の農地は、将来的に宅地化に変更可能な場所も確保しておく必要があるのではないのでしょうか。

平成29年度中には、中部横断自動車道の開通によりアクセスも良くなり、人口増加に向けて住宅建設にも期待が持てる、明るく住みよいまちづくりで活性化が生まれることと思います。まさに町長が公約としている、一流の田舎町になるのではないのでしょうか。

先日、テレビを見ていて感銘いたしました。それは、北杜市に町外から10数名の若者たちが移住し、後継者のいない農家や休耕地を借り受け、地元の農業者から指導を受け野菜の栽培を手掛けておりました。

当初は苦労の連続のようでしたが、地元農家の人たちの協力により、今では野菜の栽培で生計が成り立ち、生産から販売までネットワークを組みながら販路を広げており、地元住民とも良い関係で毎日が充実しているそうです。

楮根地内においても、3年前からお茶栽培を町外の方が立ち上げ、地元の人たちを雇用し維持管理等も行ってもらい、地元の人たちとコミュニケーションを取りながらうまくやってもらっているそうです。

行政サイドで所有者に確認を取り、農地貸しをネット等により多方面に発信し、農地の大切さを皆さんに伝えることで南部町の農地が復活することを期待したいと思います。

以上の質問に対しまして、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（望月將名君）

仲亀佳定議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、仲亀議員の質問にお答えいたします。

現在、農地の荒廃化は南部町に限らず全国的な問題となっています。

政府が大きな改革として、農地法、農業委員会法の改正を行い、平成28年4月より新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農地の権利移動、農地の利用集積について現場活動を行い、農地の貸し借りが進むことを推進しているところでもあります。

本町においては、平成22年度より農業委員による農地の利用状況調査を行い、平成26年度からは利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地の所有者に農地を今後どうしたらいいのか利用意向調査を行っています。

「自分で管理をしていく」、「自分で貸す・売る相手を探す」、「農業委員会が行う農地銀行に登録する」、「農地中間管理機構を利用する」かを、希望により進めていきたいと考えております。

さて、仲亀議員の、行政側で農地の所有者の埋め土の希望を募集して荒廃農地の再生を行う、一部の農地は将来的に宅地化に変更可能な場所を確保しておくという提案ですが、今までに何箇所か埋め土を行った場所がありますが、大量の土を入れると農地の復元が極めて難しく、あまり良い結果が出ていません。

また、宅地化に変更可能な場所の確保ということですが、今のところ、農地法等の関係がありましてなかなかうまくいかないのが現状です。

遊休農地の解消としては、8月の町の広報にも載せましたが平成26年度より県の農地中間管理機構が発足され、農地を借りたい人貸したい人が登録し、インターネットで募集を行い、農地の貸し借りを機構が行ってくれます。昨年度は3件の契約が成立しました。

町としまして、新たな方向性として日本酒ブームもあり、収益単価の高い酒米作りの検討を2年ほど前から進めており、今後も農務事務所の支援員にご協力をいただき、この普及活動が広まっていけば遊休農地の解消につながっていくものと思っております。

一方で、現在、竹林整備等を行っている南部里山研究会では、新たな取り組みとして遊休農地を利用して南部町に合った特別な農産品を生産し、農林業観光のまちづくりを行い、遊休農地の解消と地域資源の活用を目指しているところでもあります。

以上で答弁を終わりたいと思います。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、仲亀佳定議員。

○2番議員（仲亀佳定君）

今、町長から答弁をいただきましたが、農地法という法律が非常にネックになっているわけでございます。これは私も法律は法律でよく分かりますが、やはり、この荒廃農地をこのままにしておくと、非常に大変なことになると思いますので、もうちょっといろいろと多方面に発信もして、中にはこの南部町に対しまして、現在、私の知り合いも御堂で2反歩ほど農地を借り、農業をやりながら南部町で生活している方もいるわけです。

そういう人たちにいろいろ聞いてみますと、この町は非常に住みやすい町で農業をやるのにも気候的には非常にいいそうですから、もっと多方面に宣伝をしていただければなと思ひまして、私も私なりに一生懸命やっているつもりですが、このままこの農地を耕作放棄してしまうと、いずれは本当に全体が荒れてしまってもっと大変になると思います。そのへん産業振興課で頑張ってもらっていただければなと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

これで仲亀佳定議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、森田守議員の質問を許します。

3番、森田守議員。

○3番議員（森田守君）

私は、予防接種後の実態と対応につきまして、ご質問いたします。

子宮頸がん等を予防するためのHPVワクチン、子宮頸がんワクチンですが、その接種後に全身の痛みやしびれ、手足のマヒなどの症状により、日常生活や学校生活などに支障を来す事例が全国的に報告されているところです。

厚生労働省と文部科学省は、HPVワクチン接種後に症状が生じた方に対する相談支援体制の充実を図ることを目的として、各都道府県の衛生部局及び教育部局に、それぞれ相談窓口を設置することとしました。

これを踏まえて、山梨県では、昨年11月19日から相談窓口を設置する旨と住民への周知について、県下の市町村に依頼をしたところです。

子宮頸がんワクチンの副作用については、身延町的女子高生のことや先月2月10日の山日新聞でも新たに1人が症状を訴えていることが分かり、副作用が疑われる県内在住者は少なくとも4人にあがることが分かったと報道されました。

私は、ワクチン接種後に副作用、あるいは副作用かどうか分からない中で体の痛みやしびれなどの症状により、体の不調を訴えている方が本町にもいらっしゃるのではないかと考えているところですが、このことにつきましては、昨年12月議会の会期中に町長からお話がありましたが、接種を受けた皆さんのその後の健康被害などの実態についてお伺いいたします。

また、これも先月2月20日の山日新聞によりますと、「身延町は町から助成を受けてワクチンを接種した373人に体調の変化などを訪ねる調査票を郵送し、子宮頸がんワクチンをめぐり、接種者の健康状態に関し調査を始めた」とありました。これはワクチンの接種後、歩行障害や頭痛などの症状が出たと訴えている女子高生らが、「副作用に苦しんでいる人がほかにもいる可能性がある」などとして、町議会などに健康被害について調査を求める請願書を提出、町議会では昨年12月定例会で採択されたと報じられました。

請願とか採択とか、手続的なことはともかくといたしまして、ワクチンを接種された皆さんの健康状態を正確に把握することは、今後の適切な対応のためにも大変重要かつ必要な調査であると思います。

本町においても、これまで何らかの調査はされているとは思いますが、その内容は。

さらに、接種された皆さん全員の健康状態などについて調査される計画などされているのか、併せて伺います。

次に、ワクチン接種後の副作用と診断された方、あるいは副作用ではないかと思われる方に対する町からの医療費などの支援についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

やはり昨年12月4日の山日新聞によりますと、身延町では「被害を訴える町民の経済的負担を軽減したい」と、町独自の支給制度を設けることとしました。支援の対象は、副作用を訴えている女子高生のほか、同様に町が任意接種に助成していた2010年8月から2013年3月の間に接種して健康被害を訴え、医師からワクチンの副作用が原因と診断された本人、またはその家族、ワクチン接種後初めて受診した日にさかのぼって医療費の自己負担分などを給付することとしています。給付対象に幅を持たせてあるようにも解釈できます。

すでに実際の事例のある身延町の対応について参考に述べさせていただきましたが、本町の支援についてどのようにお考えか伺います。

次に、学校生活等の支援について伺います。

ワクチン接種後から4年くらいの間に発症している事例が報道などからもうかがわれますが、例えば小学校高学年で接種し中学校から高等学校のころ症状が現れ、登下校や登校不能など学校生活に支障を来し、本人はもちろん家族の負担も心配されるところではないでしょうか。

また、治療のための通院や入院、さまざまな症状により登校できず、学校を休まざるを得ない状況に置かれることにより進級や卒業にまで影響を及ぼしかねません。

私も、このような場合には出席停止扱いのような方法はないものかと、県教育委員会や県教育委員会から文部科学省にも問い合わせさせていただきましたが、現在のところ、そのような制度はないとのことでした。

県の相談窓口の設置に伴う対応については、県教育委員会から各市町村教育委員会や各学校にも依頼されているようですが、子宮頸がんワクチン接種は、国でも進めてきた予防接種ですので、入院や通院も対象になったワクチンの副作用救済制度のような医療面での国の支援があるように、今回のようにワクチン接種後に生じた症状による場合は、何とか欠席とならないような特別な扱いといえますか、全国共通の支援について、町の教育委員会を通じて国および県への要望として検討していただけないものか伺います。

以上、子宮頸がんワクチン接種に関し、主に4点についてお伺いしますがよろしく願いいたします。

○議長（望月将名君）

森田守議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

4つほど質問がありましたが、実は私、本町で子宮頸がんワクチン接種による副反応があるかもしれないとお聞きしましたのは、昨年12月7日の町長と語る会の席上でありました。

ご本人、ご家族にとりましては、大変お気の毒なことでありますから、早速、福祉保健課に正確な情報を取るよう指示し、職員がご家族と接触する中で、ほぼ間違いないという報告がありました。そこで、県の理事に学校進級の問題と医療支援について、担当課への対応をお願いいたしました。

こうした中、経過を見る中で、2月12日に福祉保健課長、保健師、私の3人で県庁を訪れ、国や県のその後の動向や本町の対応について、意見交換・協議を行いました。

その内容については、これからの答弁の中でいくつか述べたいと思います。

はじめに1番の、予防接種後の健康被害の実態についてであります。本町の子宮頸がん予防ワクチン接種者数は、平成22年7月より任意の予防接種として234人、平成25年度に定期予防接種に移行してからは22人、合計256人が接種しております。

予防接種後の健康被害であります。現在、南部町では2名の方が子宮頸がんワクチン接種による副反応であるとの医療機関で診断を受けており、さらに1名の方が疑わしいということで専門機関に受診しております。

本人及びご家族ともに、今のところ、身延町の方のような公表を望んでおりませんので詳し

くは申し上げられませんが、2人とも小学校6年生の時に接種を受け、接種後2年ほどして症状が出現し、現在高校生です。

子宮頸がんの副反応による健康被害は、頭痛・めまい・倦怠感・血圧低下・睡眠障害・脳波異常など、身体的に障害が出る方、心に病を負う方、人それぞれあります。

本町において、現在、1人の方は、身体的な症状により車いすで生活しておりますが、高校へは通っておりません。もう1人の方は、血圧低下で朝起きられない、また倦怠感などで学校にもなかなか行けず、現在休学中であります。

それから2番目の質問ですが、これまで何らかの調査を行ったか、さらに健康被害調査の計画はあるのかということですが、本町ではこれまでに調査を行っておりませんが、平成27年12月18日付で、非接種者及び保護者256名に対しまして「子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する相談窓口の設置について」ということで、接種後の症状について気になる点がある方は、県が設置しました衛生部局の健康増進課と教育部局のスポーツ健康課の相談窓口のご案内を対象者に通知を行い、また町の広報においても掲載し周知いたしております。

健康被害調査の計画であります、実施については未定です。

今後、県と協議していきたいと思っております。

対象者への周知は、前日の通知や中学校と連携する中で何人かの相談があり、周知はだいぶ図られたのではないかと考えております。

次に、町の支援についてであります、健康被害を受けられた本人、ご家族と何回か話をする場を持ち、これまでの経過や現状を聞く中で、どんな支援を望んでいるのか必要なのか検討しました。

その中で、現在、町として行える支援として、町の理学療法士による個別にリハビリの実施、日常生活支援ということでヘルパー派遣、車いす・電動ベッドのレンタル・介護用品・補装具等の支給を当初予算に計上し支援をいたします。

次に、医療費の支援であります、本町では今のところ、国・県の動向を見る中で判断したいと思っております。

理由であります、予防接種には副反応リスクがありますので、これに備えて健康被害救済の仕組みが用意されています。1つは、任意接種に対するもので、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法という法律に基づいています。もう1つは、定期接種に対するもので、予防接種法に基づいています。

身延町の場合、被害を受けられた方は任意接種でありまして、任意接種の場合の救済については、入院相当の医療に対するものに限られております。

身延町の方は、入院ではなく通院による治療を続けてこられた状況から、国の審査において当該ワクチンの副作用によるものと判定されても通院相当では対象外で、医療費・医療手当が支給されないとの判断、また、家族からの要請もあり、昨年11月に町独自の医療支援を計画しました。

しかし、国は12月に、任意接種でも定期接種と同様に通院相当も救済の対象となることに見直されたことで状況が変わりました。

本町の場合、2人とも任意接種であります、すでに独立行政法人 医薬品医療機器総合機構に医療支援の申請をあげております。認定されるまでは若干期間がかかりますが、認められますと、医療費や医療手当の救済支援を受けることができますので、もうしばらく状況を見守

りたいと考えております。

それから、4番目の学校生活の支援についてであります。ご質問のとおり、このワクチンの副作用と見られる症状はさまざまであり、中には学校生活に困難を来している例もあると認識しております。

平成25年9月に山梨県スポーツ健康課より、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により、教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について通知がありました。

これを受けて、学校では、教職員がワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、学習面を含めた学校生活のさまざまな面で適切に対処してきました。

ご質問の欠席日数をカバーする出席停止についての対策であります。議員もご承知のとおり、現在の学校保健安全法では出席停止にする場合、感染症の種別や出席停止期間の基準は規定されているわけではありませんが、子宮頸がんの副作用と見られる症状に対する措置についての規定はありません。

従いまして、直接的にこの副作用による欠席を、欠席とも出席とも扱わない出席停止措置にする法律的な根拠はないのが現状であります。

文科省の平成15年5月16日付、不登校への対応のあり方についての通達で、不登校またはその傾向がある児童生徒の教育支援センターでの指導は、出席日数に入れることができるとされておりますので、こうした副作用が影響で登校が難しい子どもへの対応も、教育支援センターの活用などを通して欠席日数のカバーができるものと考えられます。

今後、副作用と向き合いながらも、進級・進学したいと願っている生徒や保護者を支援するために、副作用の影響と思われる生徒を抱える他の自治体と情報を共有し、連携を図りながらさまざまな機会をとらえて、国・県などの関係機関に強く救済を働き掛けていかなければならないと考えております。

また、健康教育という観点からは、子宮頸がんを予防するために男女がお互いを尊重するための教育の充実やがん検診の必要性、免疫力を上げるためのバランスの良い食事や規則正しい生活習慣の確立等、学校教育の中でできることにさらに取り組むことが大切であると考えております。

なお、先ほど国・県への要望とありましたが、実は私、先月の国会議員との懇談の中で、それを専門にしている方が山梨県におりますから、その事情を話しまして、県の要望プラス県のほうがあまり遅いようでしたら、国への働き掛けをお願いしますということで、直接その議員さんに話をしておきました。

今後、その状況を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、森田守議員。

○3番議員（森田守君）

本町の状況等についてご答弁をいただきました。

すでに対応していただいております。検討中のところもあるようですがよろしくお願ひしたいと思ひます。

私が一番心配するのが、やはり医療費等の支援につきまして、国へ申請中ということですが、もしその救済制度等に該当しなかった場合、これは町でも単独ということを検討していただければありがたいと思います。

それから、登校のことにつきましても、義務教育につきましては、学校支援センターで十分カバーできるということで安心しましたが、高校生の場合は地教委の及ぶところではないと思いますので、先ほど町長からの国への要望としてやっていただけるということを書いて安心いたしましたので、ぜひその点よろしくお願ひしたいと思います。

再質問ということではありませんが、がんを予防するために、予防接種の副作用などに苦しみ、将来あるまだ若き女性に不安を抱かせることは、大変心の痛むことではありませんか。

私、本日の一般質問をするにあたりまして、保健所や県教育委員会、また副作用で苦しんでいる女子高生のいる身延町での対応など、担当職員から直接聞いてまいりました。

私の質問によりまして、ワクチンの副作用と診断された方、あるいは副作用ではないかと心配されている方のプライバシーなことに、もしかしたら報道取材などで大変ご迷惑をお掛けするのではないかと、この一般質問通告書の提出を期限ギリギリまで躊躇していましたが、副作用などに苦しみ悩んでいる皆さまが、1日も早く回復に向かわれることを願って質問した次第でございます。

どうか、福祉のまち南部町にふさわしい充実した最良の支援体制が図られることを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長（望月将名君）

これで森田守議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（望月将名君）

日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

なお、明日9日、水曜日には文教厚生常任委員会が行われます。

また、11日、金曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階、大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階、大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時34分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年3月8日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

旗 持 雅

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 8 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 8 日

平成28年第1回南部町議会定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成28年3月18日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 常任委員会審査報告・質疑

日 程 第 3 町長提出議案の討論・採決

議案第11号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

議案第12号 南部町行政不服審査会条例の制定について

議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第14号 南部町リバーサイドパーク条例の制定について

議案第15号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 南部町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第21号 町道路線の認定及び変更について

議案第22号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第39号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第40号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

議案第41号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第42号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第43号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第44号 平成27年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第 4 5 号 平成 2 7 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 4 6 号 平成 2 8 年度南部町一般会計予算

議案第 4 7 号 平成 2 8 年度南部町簡易水道事業特別会計予算

議案第 4 8 号 平成 2 8 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

議案第 4 9 号 平成 2 8 年度南部町国民健康保険特別会計予算

議案第 5 0 号 平成 2 8 年度南部町介護保険特別会計予算

議案第 5 1 号 平成 2 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 2 号 平成 2 8 年度南部町睦合財産区特別会計予算

議案第 5 3 号 平成 2 8 年度南部町富沢財産区特別会計予算

議案第 5 4 号 平成 2 8 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 5 5 号 平成 2 8 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

日 程 第 4 議員提出議題の報告

日 程 第 5 議員提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決

発議第 1 号 南部町議会議員行政視察研修の実施について

日 程 第 6 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	簀持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

2番	仲亀佳定	3番	森田守
----	------	----	-----

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室長	鈴木正規
総務課長	四條和彦	財政課長	望月政文
企画課長	佐野隆行	税務課長	望月哲也
交通防災課長	望月一弥	子育て支援課長	田村秋人
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	古屋秀樹
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	稲葉芳幸
アルファセンター所長	新井稔	健康管理センター所長	近藤勝
学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	青木司	生涯学習課長(兼)公民館・文化館 (兼)アレカディアスポーツセンター所長	梶原猛
子育て支援課課長補佐	佐野勝	出納室室長補佐	望月浩
税務課課長補佐	望月一希		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

定例会2日目の会議にあたり、ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、10日の南部中学校卒業式への出席、大変ご苦勞さまでした。

今年は62名の生徒が南部中学校を巣立ちました。小中学校の諸行事に毎年出席させていただいてありますが、年を追うごとに児童生徒数が減少し、少子化という大きな波を感じざるを得ません。

しかしながら、昨年末には「広い視野を持ち、ふるさと南部を支える人づくり」を基本理念とした南部町教育大綱が策定され、学校教育、生涯学習、生涯スポーツと、地域の教育力の3つを柱とした基本方針が定められました。

この将来を託せる子どもたちの育成を支援していくことは、私たち町民すべての努めでもあります。どうか、総合教育会議を軸に、町長と教育委員会が連携をさらに強化し、南部教育の推進を図っていただきたいと思います。

さて、国際情勢に目を向けますと、北朝鮮の事実上の長距離弾道ミサイル発射を受け、国連安全保障理事会で制裁決意が3日全会一致で採択され、北朝鮮への航空燃料の輸出を禁止するほか、北朝鮮からの鉱物資源の輸入も制限するとしています。

また、先月には日本政府が決定した北朝鮮に対する独自制裁強化策としまして、13項目も発表されました。

しかし、度重なるミサイルの発射により、アジア周辺諸国の緊張が一層高まる中、拉致被害者の皆さまが一刻も早く祖国日本へ帰れることを願ってやみません。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、2日目のあいさついたします。

なお、議会だより編集のため、本日、議場内での写真撮影を許可いたしましたのでご承知願います。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成28年南部町議会第1回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 仲亀佳定議員および3番 森田守議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 常任委員会に付託しました、町長提出議案に関する審査報告及び審査報告に対する質疑を行います。

最初に総務建設常任委員会の審査報告並びに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、佐野哲也委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（佐野哲也君）

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は平成28年3月11日、金曜日に開会し、午前9時から午後3時20分まで、南部町役場本庁舎2階、大会議室で審査いたしました。

出席者は委員長、私、佐野哲也、遠藤光宣副委員長、簗持雅委員、萩原敬委員、木内利明委員、森田守委員、望月將名議長であります。

執行部からは総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、建設課、議会事務局の各課長、局長及び担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された議案第11号から議案第55号までの18件の議案について所管課より説明を受け、慎重な審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課よりそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、企画課関係であります。

3ページ、議案第14号 南部町リバーサイドパーク条例の制定について。

中段の

問 8日の提案理由の説明で、この条例等の制定により払い下げ価格にも恩典があるとのことだったが、そのあたりの説明を。また、図面の提示を願えないか。

答 国有地約1万平方メートルの計画は4つの部分からなり、町道敷・公園・駐車場・商業施設誘致予定地です。特に公共性の強い用途については、財務省評価額の3分の1での払い下げができるということで、町道敷と公園はこの価格で受けられます。その他の部分は時価となります。図面は今お配りしましたが、図面の1番で黄色の部分が公園、2番が商業施設誘致予定地、3番が町道敷、4番が駐車場であります。1番、3番、4番については随意契約の払い下げが決定され、分筆登記は財務省でしていただけるので、終わり次第、契約したいと思います。2番は、6月に行われる一般競争入札で落札できれば実行となります。入札については、最低価格の公表のみで、参加者数などは教えられないとのことあります。

次に5ページ、

議案第20号 南部町過疎地域自立促進計画の策定について。

下段の

問 第2次総合計画との間で過疎計画では、このような改善を図ったという独自のものがあれば伺いたい。

答 総合計画はすべての事務事業に関する計画であり、過疎計画では、その中から過疎対策として事業を抽出したという認識でとらえていただきたいと思います。人口が減少する中、同時に町の主要財源の地方交付税も圧縮されていく状況にあり、町の規模に合った財政規模に収縮をしていかなければなりません。その中にあるとしても、住民に不便を感じさせない

行政運営をするためには、どのようにしたらよいのかを過疎計画に取り込んでいます。特出すべきは、平成22年度に過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、従来、借金という建設事業債で、将来の住民が負担することが適当と、いわゆる投資的事業について借金をして整備していくという形を大幅に変更し、ソフト事業にも借金を充てることができるようになったことです。南部町でも約1億2千万円のソフト事業に過疎債を充当していますが、そういうものをフルに活用して地域に対応できる行政サービスを提供していこうと努めています。

続いて、

問 産業の振興の項目で商業について、現在の状況と今後のニーズ把握・商工会との連携のもとでの活性化の必要性、地域特性を生かした商店等の経営基盤整備の取り組みなどがうたわれている。商工会との連携について、どのように考えているのか。

答 昨年3月の議会で、地方創生の先行型事業で1千万円を超える商工会への補助を予算化し、地域に密着した魅力ある個店創出支援事業で取り組みに対する支援をしています。これは、平成27年度から31年度の5カ年計画である、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置付けし、継続的な取り組みを決定しています。これについては、その後続く今年度当初予算にも計上し、地方創生の推進交付金を活用して、魅力ある個店創出支援だけにとらわれず、新たな起業を支援するなどの過疎計画に載った事業に取り組んでいただくよう商工会との調整を進めており、町として将来的に関わっていく姿勢を示しております。町全体をとらえますと、南部町に住んでいただくためには、町内で十分に買い物ができる環境を整えなければなりません。一方で、地元個人商店が元気でなければ、町のにぎわいもなくなります。また、相反するように感じられるかもしれませんが、住民生活の利便性は確保しつつ、また個人商店は、お客さんに振り向いてもらえる工夫をして頑張っていただくと、町はそういう両面作戦で取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。

次に、議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）であります。

歳出で8ページ、上段、交流促進施設建設に関連して、

問 指定管理者の選定方法について伺いたい。

答 従来の指定管理者の選定で、議会に諮って指定管理者を決定する前段階である設計段階から一緒に加わってもらい、より良い施設運営を目指す指定管理者予定者の選定という作業になります。指定管理者の選定の手法を準用して実施しますので、企画課では担当課として条件の設定をするという中で、募集要項には大前提として町と一体となり、地元農林商工業関係団体等との連携を図り、地域産業の振興策を検討することを付しています。また、農産物直売については、地産地消を図るために地域の生産者や関係団体等と連携を図ることとしています。よそから物を持ってきて儲かりましたという施設を求めているということと、地元の可能性を最大限に引き出すことに重きを置いて判定し選定することを、説明会の参加者に伝えました。選定自体については、企画課とは別の選定委員会において事務を行います。5月末から6月上旬に計画されています。

次に同じページの下段、

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳出であります。

問 企画課の公有財産購入費について、具体的費用の説明を。

答 町道敷が1, 748平方メートルで1万2千円の予想単価で、その3分の1の699万2千円ほど。公園敷地4, 486平方メートルで町道と同様計算の1, 794万円ほど。駐車場部分は1, 027平方メートルで3分の1の軽減が受けられませんので、1, 230万円ほど。商業施設誘致用地は3, 649平方メートルで、入札のため金額の予想は難しいですが、最低価格が設定されますので町道敷などと著しく変わることはないと思いますので、4, 378万円ほどで合計8, 106万4千円の予算であります。

次に、交通防災課関係であります。

10ページ、

中段の、議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳出について。

問 町営バス運行については、ほとんど利用のない路線もあるが、路線の見直しなどの予定は。

答 現在、利用者の実態調査を行っています。運転手から利用者に調査票を配布する、また、運転者が乗客数を調べるという方法で、本年3月末までに年間調査が終了します。今年度もすでに2回の運営協議会を開催し、調査の途中経過を報告し今後の運行形態について協議をしております。調査が終わりましたら、最終的な調査報告を運営協議会に提示して、28年度1年をかけて望ましい運行形態について結論を出したいと思います。お話にありましたように、乗客がいない状態で運行している状況がどの路線にもあり、運営協議会でも特に協議をされている内容であります。ただし、町民の足となっていますので、負担をかけることのないよう総合的に判断し、慎重に検討しながらより良い運行形態をつくっていききたいと思います。

次に11ページ、中段であります。

問 防災対策費の需用費、消耗品費で備蓄品の整備をするということだが、備蓄の場所と整備の内容について伺いたい。

答 町を旧村単位の4地区に区分し、万沢地区は、旧万沢中学校の鉄骨倉庫を改修して活用しています。富沢地区は、旧富沢中学校体育館横の倉庫に備蓄しています。栄地区は、総合会館1階の前オフトークセンターの部屋を改修して充てています。睦合地区は、南部医療センター敷地内に倉庫を設置しています。今年度もすべての備蓄品のチェックを行いました。飲料水・非常食の現在の備蓄状況では、想定する被災者のすべてに行き渡る数とはなっていません。年次計画の中で備えていきたいと思います。今回の予算については、非常食・飲料水と仮設用トイレの処理袋が主なものです。

次に、財政課関係であります。

12ページ

中段の、議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入について。

問 9目、臨時財政対策債の説明を。

答 臨時財政対策債は、当初予算には2億円を見込みましたが、今年度は余剰財源がありますので最終的に借り入れをしないという補正をさせていただきました。臨時財政対策債は、本来、交付税で交付されるものを国の財源不足により交付できないため、町が借り入れするしないにかかわらず元利償還金分が交付税へ算入されます。つまり、国で定める金額の全額を償還分として、後年度に普通交付税に理論算入されることになります。100%交付税算入される起債ですが、借り入れされることにより起債残高は増えますので、後年度

の負担を軽減するため今年度は借り入れをしないこととしました。

次に、13ページ

中段、議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳入について。

問 1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金、3節、公共施設整備基金繰入金、4節の地域福祉基金繰入金の理由は。

答 基金繰入金3億700万1千円のうち、財政調整基金2億1千万円、公共施設整備基金8,800万円を繰り入れ、交流促進施設建設やリバーサイドパークの開発等に充て、地域福祉基金繰入金900万円は、子育て支援事業として保育所及び幼稚園への就園児童支援金の財源とします。

続いて、税務課関係であります。

14ページをお願いします。

最初の、議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入について。

問 町税の滞納状況について。

答 27年度当初、町税の国保税を合わせて236名の滞納者がいましたが、2月末現在で122名、51.7%の方が完納し、114名に減少しました。他の滞納者についても、現在、分納や納税相談等により滞納整理に努めています。なお、滞納分の徴収状況ですが、個人町民税につきましては、現在、369万3千円、40.81%、固定資産税が553万1千円、33.72%、軽自動車税が25万1千円、35.71%、町税全体では927万5千円、35.95%の徴収状況となっています。

続いて、産業振興課、農業委員会であります。

17ページ。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳入の最初の

問 1目、国庫補助金、2節、地方創生事業交付金815万円の内容説明を。

答 商工会の実施する魅力ある個店づくり支援事業への630万円と、なんぶ里山研究会の竹林整備事業への1千万円、合計1,630万円の町の補助金に対する2分の1の交付金であります。

同じく歳出で一番下。

問 3目の農業振興費、13節、委託料中、山水徳間の里指定管理委託料での指定管理者について、活動状況の確認作業はされているのか。

答 指定管理者は昨年更新しました。季節によって集客状況に差がありますが、東京からの竹工房の製作ツアーを企画したり、そば処でも新たなメニュー開発などを行ったりしています。また、里山研究会とのコラボにより、JTBによるツアーなども実施しましたが大変好評でありました。

次に、建設課関係に移ります。

20ページの最初であります。

議案第21号 町道路線の認定及び変更について。

問 中部横断自動車道関連工事により町道が寸断された部分の変更だと思うが、住民生活に影響が出ないような配慮が必要だと思う。その対応は。

答 逐次、国土交通省・ネクスコ中日本に対し、町民の皆さんが使いやすいように、また町道として維持的経費がかさまないように要望しています。今後も、住民の利便性に配慮し

た形で町道を管理できるように話をしていきます。

次に、21ページをお願いします。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳出であります。

はじめの

問 5目、地籍調査費で、今後の事業の見通しはどのようになっているのか。

答 平成28年度地籍調査は万沢第7地区で、沢上、大城、屋敷平の3カ所になります。今後の計画ですが、現地調査は平成28年度、29年度、30年度の3カ年となります。30年度の中沢、日向で現地調査は終了し、その後は、法務局への入れ込み終了の平成32年度で完了となります。

次に、総務課、分庁舎、万沢支所関係であります。

23ページ、最初の議案第11号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてであります。

問 不服審査の起こる可能性について説明を。

答 行政不服審査法は、昭和37年に制定された法律ですが、住民の権利・利益の救済や行政事務の適正な運営の確保を目的に、その制定以降50年間の長きにわたり大きな改正は行われませんでした。こうした中で、国民意識の変化や関連法制度の整備等を経て、現代に即した制度運営の見直しが図られ、行政不服審査法が全部改正されることになり、平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。このため、今回関係する条例の改正や新たに必要となった条例を制定するものであります。

次に、24ページの下段であります。

議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入について。

問 5目、総務国庫補助金、1目、番号制度システム構築費補助金は番号カードに対するものか。

答 番号カードに対する補助金については住民課で対応しており、ここにある補助金については、中間サーバーへの接続のため、町の各関係システムの改修、構築費の補助金となります。補助率は、システムに応じて10分の10、3分の2となっておりまして、中間サーバー分につきましては、人口規模により負担額が決められています。すべてハードに対するものであります。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（望月將名君）

委員長報告が終わりました。

佐野委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

佐野委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告及び審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、内田大明委員長、登壇願います。

内田大明委員長。

○文教厚生常任委員長（内田大明君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、平成27年3月9日、水曜日に開会し、午前9時から午後3時まで、南部町役場本庁舎2階、大会議室で審査いたしました。

出席者は委員長、私、内田大明、仲亀佳定副委員長、堀之内可和委員、鍋田幹雄委員、望月藤一委員、望月將名議長。

執行部からは教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、水道環境課、環境センター、子育て支援課、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファセンター、教育委員会の各課長、所長及び担当職員が出席しました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第18号から議案第51号までの14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、住民課・医療センター関係です。

3ページ、はじめの議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入。問 総務費国庫補助金中、個人番号カード交付事業費補助金について、補助率とカードの作成者数を伺う。

答 町から地方公共団体総合システム機構に対し、交付金として支払うことについて、100%の補助です。当初、国全体として443億円ほどの経費で、その額の町の人口割分の確定額が656億円ほどとなったため、増加分の人口割額として今回144万9千円を追加補正するものです。補正前の額と合わせると445万8千円となります。個人番号カードについては、現在までに336人の交付申請があり、うち交付済みは3月7日時点で212人です。

次に4ページをお願いします。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳入の一番下です。

問 民生費県負担金中、保険基盤安定負担金が前年に比べ増えているが、特別な理由があるのか。

答 27年度に制度改正があり、軽減の幅が拡充されましたので27年度から軽減者数が増えており、28年度も若干増加するものと見込んでいます。当初としては、27年度の確定数値で計上しました。28年度分課税後の確定時点で、補正での対応をさせていただきたいと思います。

次に5ページ、

議案第49号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計予算、事業勘定、歳入。

最初の、

問 退職被保険者等国民健康保険税について、退職被保険者の制度が変わったことで金額も

減っているが、詳しい説明を。

答 退職被保険者の制度がすでに廃止され、現在は経過措置期間となっており、対象者は60歳から64歳の方です。今後60歳になられる方は一般の被保険者となり、退職被保険者の対象者は年々減少しますので、税額、療養給付費交付金等の予算額も減っていきます。退職者医療の療養給付費については、全額の国庫負担がありましたがそれがなくなっていき、一般被保険者の国・県の負担は約50%ですので、国保会計からの支出が若干伸びるものと思います。

次に6ページ、直営南部診療施設勘定、歳入の2番目。

問 院外薬局になったことで、見込みとしてどのくらい収入減となるのか。収支への影響は。

答 薬自体の収益はそれほど大きくなかったことと、支出面での看護師の人件費や薬袋などの消耗品の経費、医薬材料費の削減により、差し引きとしてあまり影響はないと思います。

次に、子育て支援課関係です。

8ページ。

議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入の一番下。

問 民生費国庫補助金中、3節、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費等補助金の減額と、4節、児童福祉費補助金の増減について、説明を。

答 特例給付金給付事業は、子育て世帯に対して臨時的な給付を行うとして、対象児童1人に対し3千円で、申請した方全員に給付しました。当初は900人ほどを見込んでいましたが、実績として769人から申請がありました。

子ども・子育て支援交付金は、放課後児童健全育成事業で睦合学童保育についての交付金です。対象経費に対しての交付金で、当初経費額197万9千円を見込みましたが、実支出156万9千円となりましたので、差額に対する交付金の減です。

子どものための教育保育事業費補助金は、歳出の児童福祉費に平成26年度に構築した子ども・子育て支援電子システムの改修業務委託料を計上しましたが、このうち、国庫改修分99万3,600円の2分の1である49万6千円が歳入として見込まれるため計上しました。なお、委託料については、今回計上予算可決後の執行となるので、繰り越しをさせていただく予定です。

次に10ページ。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳入の上から2番目。

問 民生費補助金、児童福祉費補助金中、放課後児童健全育成事業補助金と第2子以降保育料無料化事業補助金は、事業の廃止等に伴い新たに設けられたものか。

答 放課後児童健全育成事業補助金は、睦合学童保育が国庫補助対象となったことから、県補助も対象となることで、対象額の3分の1の74万5千円を計上しました。昨年度までは、小規模放課後児童クラブ事業費補助金として38万7千円を計上していましたが、国庫補助への予算組み替えをしたため廃止しました。

第2子以降保育料無料化事業補助金は、県が28年度から行う「やまなし子育て応援事業」で、保育所に入所している児童が対象となり、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の3歳未満児の保育料に対して3歳になるまでの間、無料とする市町村に対して補助するものです。対象者を14人見込んでおり、この保育料の2分の1の84万9千円を計上しました。

次に歳出、11ページ、一番下の

問 富河と万沢を統合したことによる保護者からの意見や要望はあるか。

答 万沢から16人が通い、10人ほどが送迎バスを利用しています。当初心配していましたが、今のところ問題はなく、保護者からも特に意見はありません。現在のバスは、以前に簡易なシートベルトを設置しました。通常であれば乗せない3歳未満児についても、万沢の児童はそういうわけにもいかず、乗せていますが危険であります。そこで今回、バスの購入費用を計上させていただきました。幼児用のキチンとしたシートベルトを4つ取り付け、安全面に配慮したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

12ページ。

議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳出、最初の

問 4目、環境衛生費、19節、負担金、補助及び交付金中、浄化槽設置整備事業費補助金1,237万9千円の減額内容は。

答 設置補助申請者7件が、年度内完成ができないと申し出たことから減額補正するものです。

次に、13ページ、

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳出、2番目、

問 4目、環境衛生費、19節、負担金、補助及び交付金中、太陽光発電システム補助金の補助基準は。

答 1件10万円が限度額です。1キロワット当たり2万5千円で、4キロワットで10万円となります。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係です。

15ページ。

議案第38号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第6号）、中段、歳出、最初の、

問 予防費の健康診査委託料が650万円減額となっているが、健診内容の説明を。

答 総合健診の基本健診の受診者は2,524人で、そのうち国保の受診者は1,158人で、受診率67.3%となり、県内で1番となっています。山梨県平均が41%ですので、本町は大変高い受診率と考えています。しかし、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の受診率につきましては横ばいとなっており、胃がん、子宮がん検診につきましては、下がっている状況です。総合健診の胃がん検診はバリウム検査で高齢者が多く、事故の危険や飲みづらいといった面があり伸び悩んでいます。平成28年度からは胃カメラも胃がん検診にカウントされますので、受診率は伸びることが予想されます。

次に16ページ。

議案第40号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）、歳入、最初の、

問 3目、居宅介護サービス計画費収入100万円減額の説明を。

答 これは、要介護1から5の方のケアプラン作成に対する収入ですが、診療報酬改定に伴う認知症加算額の廃止と、当初ケアマネジャー1名が1月に育児休暇から復職する予定でしたが、年度いっぱい休暇を取得することとなったため減額したものです。

続いて17ページ。

議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳出の2番目、中段の、

問 3目、老人福祉費、15節、工事請負費の旧万沢保育所施設改修工事費の内容は。

答 平成29年度より、要支援1と2の訪問介護、通所介護が介護予防給付から地域支援事業に移行されることになり、その中で既存のデイサービスより緩和した、生きがいデイサービスのようものを考えています。旧万沢保育所の改修内容は、トイレの改修や手すり等の設置を実施する予定です。

次に18ページ。

議案第50号 平成28年度南部町介護保険特別会計予算、歳入、2番目の、

問 第1号被保険者の保険料が増加しているが、理由は。

答 平成27年度より介護保険料を改定しておりますが、平成27年度当初予算を作成する段階では、新規の保険料額が確定していなかったもので、前年度の保険料額で算定しました。平成28年度の予算については、改定された保険料額で算定したため増額となったものです。

次に、教育委員会関係です。

20ページ。

最初の、議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算、歳入。

問 スポーツセンターの利用者が最近増え、収入も伸びているようだが状況の説明を。

答 今年度、利用者がだいぶ増え、トレーニング室も順番待ちのような状況となっています。

理由としては、職員が常に利用者のほうを向いてニーズを確認しながら事業を進めているため、増加につながっていると考えています。

続いて、歳出、同じページの一番下、

問 3目、教育支援センター費、7節、賃金が大きく増額しているが理由は何か。

答 教育支援センター費の賃金が、前年度当初費81万2千円の増額となっていますが、これは教員のOBにお願いしている非常勤嘱託職員分です。平成27年度は補正により計上しましたが、平成28年度は、年間分を当初予算で計上したため増額となりました。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

内田委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、遠藤光宣議員。

○1番議員（遠藤光宣君）

ただいま委員長報告を受けたわけですが、たまたま読み間違えだと思いましたが念のため確認させてください。

本委員会は平成27年3月9日、水曜日と発表があったと思いますが、このへんはどうですか。

○議長（望月将名君）

内田委員長。

○文教厚生常任委員長（内田大明君）

大変申し訳ございませんでした。

２８年です。訂正いたします。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

内田委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、常任委員会委員長の審査報告及び審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（望月將名君）

日程第３ 提出議案に対する討論・採決を行います。

最初に討論を行います。

まず、議案第１１号から議案第１９号までの条例の制定・改廃の９件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第１１号から議案第１９号までの討論を終結いたします。

次に、議案第２０号から議案第２２号まで、過疎地域自立促進計画策定、町道路線の認定及び変更並びに山梨県市町村総合事務組合規約の変更の３件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第２０号から議案第２２号までの討論を終結いたします。

次に、議案第３８号から議案第４５号までの平成２７年度補正予算関係の８件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第３８号から議案第４５号までの討論を終結いたします。

次に、議案第４６号から議案第５５号までの平成２８年度当初予算関係の１０件について、を一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第４６号から議案第５５号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、１議案ごとに順次行います。

まず最初に、議案第１１号 南部町法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１１号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１２号 南部町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１４号 南部町リバーサイドパーク条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１４号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１５号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１６号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１６号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１７号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１７号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１８号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１９号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第１９号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第２０号 南部町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第２０号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第２１号 町道路線の認定及び変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第２１号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第２２号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第２２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第３８号 平成２７年度南部町一般会計補正予算（第６号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第３８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第３９号 平成２７年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第３９号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４０号 平成２７年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第４号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４０号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４１号 平成２７年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４１号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４２号 平成２７年度南部町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４３号 平成２７年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４４号 平成２７年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号 平成27年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号) についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号 平成28年度南部町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号 平成28年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第4 議員提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読は省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第5 議員提出議案の発議第1号を議題といたします。

趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について、提出者から趣旨説明を求めます。

10番、佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

南部町議会議員行政視察研修を別紙実施計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年3月18日

南部町議会議長 望月將名 殿

提出者 南部町議会議員 佐野哲也

賛成者 南部町議会議員 仲亀佳定

〃 南部町議会議員 内田大明

〃 南部町議会議員 森田 守

提案理由

福井県おおい町と石川県中能登町に議員を派遣し、議会改革と先進的な議会運営の取り組みや、原発が立地することに対する町民及び議会の思い、あるいは、通年議会とし毎月開催している全員協議会並びに常任委員会、全ての会議で反問権の行使を取り入れた経緯や議会アドバイザー設置と、開かれた議会づくりに努めていることなどを研修し、今後の議会運営の参考とするためであります。

なお、実施計画書は別紙のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月將名君）

趣旨説明が終わりました。

佐野哲也議員は、その場でお待ち願います。

次に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発議第1号についての質疑を終結します。

佐野哲也議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月将名君）

日程第6 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第57条の規定に基づき、平成28年第2回定例会の会期の決定及び所管事務研究調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成28年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時57分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年3月18日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

森 田 守

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規